

国保・高齢者医療だより

国民健康保険

後期高齢者医療保険証  
が更新されました

国民健康保険及び75歳以上の人の後期高齢者医療保険証が、8月から更新されました。(7月中に送付済)

8月から医療機関を受診される場合は、お間違えのないようにして下さい。

高齢受給者証

が更新されました。

70歳から74歳までの人は、高齢受給者証が交付され、1割負担(現役並み所得者は3割負担)で医療が受けられます。

毎年7月中に負担割合の所得判定が行われ、自己負担割合が見直されます。

新しい受給者証は7月末までに対象者全員に郵送されており、8月1日から医療を受ける際には、新しい保険証と受給者証

と一緒に医療機関に提示して下さい。



限度額適用・減額認定  
申請を忘れずに

国民健康保険や後期高齢者医療では、病院に入院した場合に支払う一部負担金や食事代が減額される認定証を交付しています。

認定証を持参することで、入院等の際の一部負担金は、平成23年度町民税の課税状況に応じた限度額までとなります。70歳未満の人は、国民健康保険に未納がないこ

とが要件となります。また、食事代の減額は、町民税非課税世帯が対象となります。

すでに利用されている人も、これから利用する予定の人も8月に認定証が更新されますので、新たに申請が必要となります。特に、現在入院中の人がいる世帯は、8月末日までに更新の手続きをお願いします。

お問い合わせ 町民課国保年金係 72 2 1 1 3

非自発的失業者の

国民健康保険税を軽減

リストラや倒産などにより失業した方について、届出により国民健康保険税を軽減します。

対象

65歳未満の方で、倒産・解雇などにより離職した方(雇用保険の特定受給資格者)、または雇止めなどにより離職した方(雇用保険の特定理由離職者)で、失業給付を受ける方

軽減内容

対象者の給与所得を30/100として保険税を算定します。対象期間

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。

手続方法

雇用保険受給資格者証、世帯主の印鑑を、町民課税務係まで持参して下さい。

お問い合わせ 町民課国税務係 72 2 1 1 3

東日本大震災に伴う税金に関する研修会

東日本大震災に関する税金上の取扱いについての研修会を次の通り開催します。

- 日時 平成23年8月9日 火 13:30~
- 場所 神崎町商工会館 2階大会議室
- 講師 佐原税務署担当職員
- 対象 神崎町民
- 主催 神崎町商工会・佐原法人会神崎支部  
香取青色申告会神崎支部
- 問合せ 神崎町商工会 72 2 5 4 8

